

## 薩摩川内市工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、薩摩川内市工事検査要綱（平成16年薩摩川内市訓令第53号。以下「検査要綱」という。）第13条第1項の規定に基づき、薩摩川内市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、原則として入札に付する予定価格500万円以上の工事及び500万円以上の随意契約の工事のうち、次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 砂利等の散布のみの工事
- (2) 崩土除去の工事
- (3) 機械設備又は電気設備の部品等の交換に関する工事
- (4) 仮設物の設置又は撤去の工事
- (5) 河川の寄洲等除去又は港湾浚渫の工事
- (6) 監視制御設備等のシーケンス（プログラム）作成、追加、更新又は機能増設に伴う機器更新、追加に関する工事
- (7) ポンプ、エンジン等の分解組立（オーバーホール）に関する工事
- (8) 構造物及び建築物の解体又は撤去のみの工事
- (9) 随意契約工事のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用工事及び別の工事に附帯する工事において、受注者との初回協議により評定対象外とする工事
- (10) その他、評定を要しないと認める工事又は、評定が困難と認める工事
- (11) 災害復旧工事

2 前項の(1)～(10)を除き130万円以上500万円未満の工事又は前項の(11)の随意契約以外の工事において、受注者との初回協議により、評定の対象とすることができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫及び社会性等について行うものとする。

### (評定者)

第4条 工事の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とし、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 薩摩川内市契約規則（平成16年薩摩川内市規則第72号。以下「契約規則」という。）第56条第1項に規定する監督員をいう。
- (2) 総括監督員 契約規則第56条第1項に規定する監督員のうち、工事を担当する課長から命じられた者をいう。
- (3) 検査員 検査要綱第3条第1項に規定する検査員をいう。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとし、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、工事成績評定表（別紙1）により行うものとし、評定項目ごとの評点は、工事成績評定の考査項目別運用表（別紙2～4）によるものとする。

3 検査員の評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないものとする。なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定する。  
(評定結果の報告)

第6条 検査員は、工事検査を終了したときは、評定の結果を速やかに検査を命じた者に報告するものとする。

2 評定結果の報告を受けた者は、その結果を速やかに契約検査課長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定結果を、別途定める工事成績評定通知実施要領に基づき、受注者へ通知するものとする。

(成績評定点の修正)

第8条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反、事故等により瑕疵が判明した場合は、再度、工事の評定を見直し、受注者に文書で通知するとともに、評定結果を修正するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 市長は、評定結果を、別途定める工事成績評定公表実施要領に基づき、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月25日から施行する。

ただし、第7条及び第8条については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月6日から施行する。